

以下にあてはまる場合は他健康保険との重複給付を避けるため、「不支給証明書」の提出が必要となります。

① 以前、古河電工健保組合の被保険者で

- ・ 資格喪失後6ヵ月以内に出産
- ・ 現在は他の健保に加入

古河電工健保組合に出産育児一時金の申請をする場合

➡ 現在加入の健保組合へ提出し証明を受けてください。

※ 現在加入している健保が国民健康保険の場合は提出不要です。

② 被扶養者が前職で被保険者(本人)として

- ・ 加入期間が1年以上
- ・ 資格喪失後、6ヵ月以内に出産

古河電工健保組合に家族出産育児一時金の申請をする場合

➡ 以前加入していた健保組合へ提出し証明を受けてください。

※ 以前加入していたのが国民健康保険の場合や家族の被扶養者だった方は提出不要です。

証明を受け「出産育児一時金支給申請書」に添付し申請ください。

※ 被扶養者が以前も家族の被扶養者の場合は、「不支給証明書」の提出は不要です。

古河電工健康保険組合 御中		
出産育児一時金・家族出産育児一時金 不支給証明書		
請求者記入欄	記号一番号	-
	被保険者氏名	
	分娩者氏名	
	分娩日	令和 年 月 日
	出生児氏名	
保険者記入欄	①の場合 出産者の扶養認定日	令和 年 月 日
	②の場合 出産者の健保加入期間	令和 年 月 日 ~
		令和 年 月 日 まで
	上記の者に対して、「出産育児一時金」、「家族出産育児一時金」を支給していないこと また、今後請求があっても支給しないことを証明いたします。 <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	所在地	
	名称	(印)
	電話番号	
	担当者名	